

# 新しい国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)に関するお知らせ

明石市国民健康保険課 賦課係 (TEL078-918-5022 / FAX078-918-5105)

※今回送付した被保険者証(兼高齢受給者証)は、令和5年7月4日時点の内容で作成しています。  
7月5日以降に転居や世帯主変更等があり、届いた証の内容が現時点の状況と異なる場合は、届いた証と本人確認書類を持参し、窓口で証の差し替えの手続きをしてください。

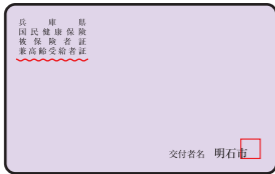
## 70歳～74歳の人



### 今お使いの証の取り扱い

※新しい被保険者証兼高齢受給者証の発効期日の前日まで使用してから、各自で処分してください。

(旧) 被保険者証兼高齢受給者証(藤色(うす紫色))



(新) 被保険者証兼高齢受給者証(もえぎ色(黄緑色))

兵 庫 県 国民健康保険 被 保 険 者 証 兼 高 齢 受 給 者 証	記号	有効期限 令和 6 年 7 月 31 日	発効期日 令和 5 年 8 月 1 日	番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 01
氏 名 国保 太郎	性別 男	生 年 月 日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日	適 用 開 始 年 月 日 平成 XX 年 XX 月 XX 日	交 付 年 月 日 令和 XX 年 XX 月 XX 日
世 帯 主 国保 太郎	住 所 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号	負 担 割 合 2 割	保 険 者 番 号 2 8 0 0 4 0	交 付 者 名 明 石 市

**注意点①** 被保険者証と高齢受給者証が「1枚」になっています。

**注意点②** 発効期日から使用できます。

### 有効期限は「令和6年7月31日」です。

※令和6年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人の有効期限は「誕生日の前日」です。75歳の誕生日以降は「後期高齢者医療制度」で医療を受けます(右下の「75歳以上の人〔後期高齢者医療制度について〕」参照)。  
※保険料を滞納している世帯は、有効期限が短く設定される場合があります。

発効期日から使用できます。

### 右上に被保険者番号があります。

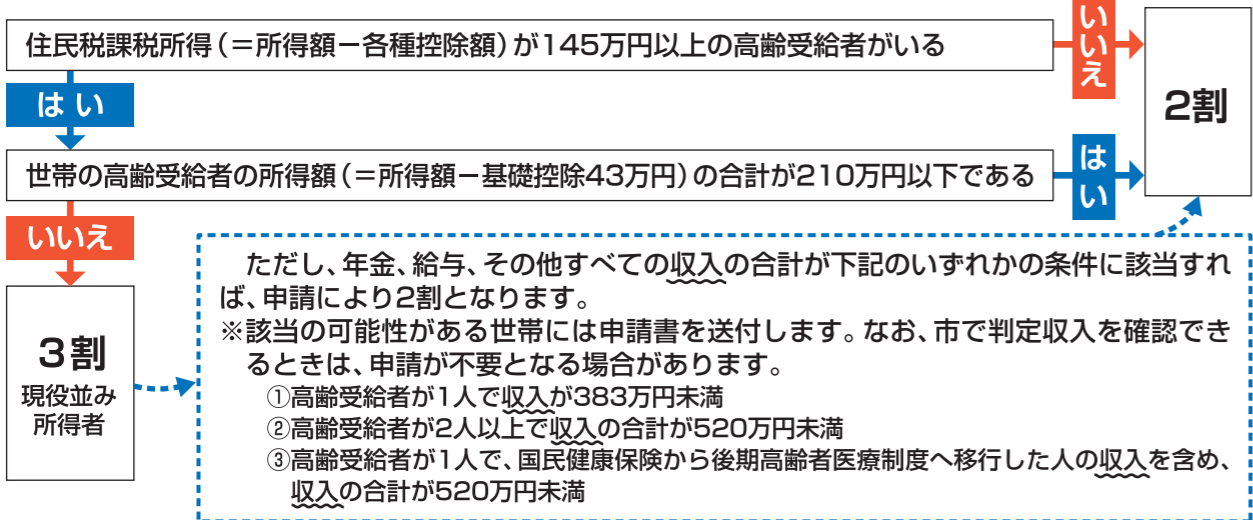
※個人ごとに割り振られた枝番を付番しています。

### 右側中央に負担割合があります。

※医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合です。  
※発効期日から適用されます。

## 〈負担割合の判定方法〉

※『令和5年8月1日～令和6年7月31日の負担割合』は『世帯の70歳以上の国民健康保険加入者(以下「高齢受給者」といいます。)の令和4年1月1日～12月31日の所得等』から以下の手順により判定します。



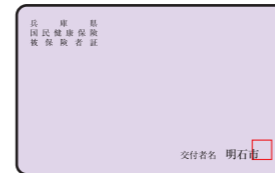
## 70歳未満の人



### 今お使いの証の取り扱い

※新しい被保険者証の交付年月日の前日まで使用してから、各自で処分してください。

(旧) 被保険者証(藤色(うす紫色))



(新) 被保険者証(もえぎ色(黄緑色))

兵 庫 県 国民健康保険 被 保 険 者 証	記号	有効期限 令和 6 年 7 月 31 日	番号 1 2 3 4 5 6 7 (枝番) 02
氏 名 国保 花子	性別 女	生 年 月 日 昭和 XX 年 XX 月 XX 日	適 用 開 始 年 月 日 令和 XX 年 XX 月 XX 日
交 付 年 月 日 令和 XX 年 XX 月 XX 日	世 帯 主 国保 太郎	住 所 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号	保 険 者 番 号 2 8 0 0 4 0
交 付 者 名 明 石 市			

**注意点** 交付年月日から使用できます。

### 有効期限は「令和6年7月31日」です。

※令和6年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は「70歳の誕生月の末日(1日生まれの人は誕生日の前日)」です。それ以降の「被保険者証兼高齢受給者証(この紙面の左側参照)」は、使用できる月の前月末日までに送付します。  
※保険料を滞納している世帯は、有効期限が短く設定される場合があります。

### 右上に被保険者番号があります。

※個人ごとに割り振られた枝番を付番しています。

交付年月日から使用できます。



## 75歳以上の人〔後期高齢者医療制度について〕

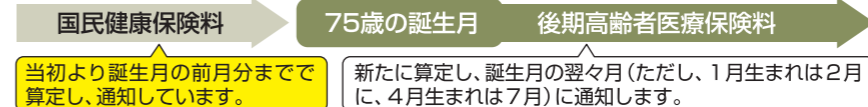
明石市長寿医療課 後期高齢者保険係 TEL 078-918-5165

75歳の誕生日からは「後期高齢者医療制度」に加入し、「国民健康保険」は脱退となります(届出は不要です)。

○65歳～74歳で下記のいずれかの一定の障害がある人も「後期高齢者医療制度」に加入できます(届出が必要です)。

- 認定が受けられる一定の障害の程度
- 国民年金証書(障害年金等級): 1、2級
  - 身体障害者手帳: 1～3級または4級のうちのいずれかに該当する人
    - ・音声機能または言語機能の障害
    - ・両下肢の全ての指を欠くもの
    - ・一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
    - ・一下肢の機能の著しい障害
  - 療育手帳: 重度
  - 精神障害者保健福祉手帳: 1、2級

- 医療費の窓口負担割合は「1割」「2割」「3割」のいずれかになります。後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得のある人は、現役並みの所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 保険料は個人単位で納める仕組みです。



75歳の誕生日の前月下旬にお送りします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住 所	
氏 名	
生年月日	
資格取得年月	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療被保険者証(ハガキ型)

## 資格適用適正化調査 → 調査① 調査② に該当する場合は、手続きをお願いします。

**調査①** 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)が届いた場合

### ⇒国民健康保険の脱退の届出を！

- 職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退の届出が必要です(職場は手続きしてくれません)。
- 届出をされないと保険料が二重にかかりますので、ご注意ください。

**調査②** 家族が職場の健康保険に加入している場合、その健康保険に加入できませんか？

⇒被扶養者として認定されれば、保険料等の負担を削減できる場合があります。

### 被保険者の認定基準

3親等以内の親族で、将来1年間の収入見込み額が130万円未満(60歳以上、または一定の障害がある人は180万円未満)であることなど。 ※詳しくは家族の職場にご確認ください。

## 国民健康保険の脱退の届出について

こんなとき	お持ちいただくもの		受付窓口
	個別に必要なもの	共通して必要なもの	
・職場の健康保険に加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の被保険者証(または健康保険資格取得証明書)	①国民健康保険の被保険者証(兼高齢受給者証) ②来庁者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	国民健康保険課(市役所2階①番窓口) あかし総合窓口(パピオス6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・市外へ転出するとき*		③マイナンバーが確認できるもの(世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)	
・死亡したとき		◆世帯主の委任状(来庁者が別世帯の場合)	
・生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書		

\* 転出先が兵庫県内の場合は、脱退ではなく、明石市での国民健康保険資格の適用終了となります。

## 保険証の差し替えが必要となる場合

こんなとき	お持ちいただくもの	受付窓口
・市内で転居したとき	①国民健康保険の被保険者証(兼高齢受給者証)	国民健康保険課(市役所2階①番窓口)
・氏名などが変わったとき	②来庁者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	あかし総合窓口(パピオス6階) 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター ※サービスコーナーでは受付できません。
・世帯主が変わったとき	③マイナンバーが確認できるもの(世帯主及び対象者のマイナンバーカード・通知カードなど)	
・世帯を分離したり合併したとき	◆来庁者が別世帯の場合、委任状が必要な場合があります	

【資格適用適正化調査に関するお問い合わせ先 賦課係 TEL(078)918-5022】



## マイナンバーカードが被保険者証として利用できます

オンライン資格確認の開始に伴い、令和3年10月から月からマイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになりました。利用には事前にマイナポータルでの申込が必要です。なお、オンライン資格確認が導入されていない医療機関等もありますので、今回送付した被保険者証も併せて持参するようにしてください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用している場合でも、社会保険の加入・脱退などで保険者が変わった場合(保険者を異動した場合)は、従来通り国民健康保険課への手続きが必要です。

## 特定健診(健康まもりタイ健診)を受けましょう！

### 40歳以上の国保加入者は、健診を「無料」で受診できます！

健診費用助成券を使うことにより、通常7,000円以上かかる健診を無料で受診できます。助成券が届かない場合は、保健予防課(☎078-918-5668)までお問い合わせください。健診は長くても半日で終わります。また、土日に健診を実施している医療機関もあります。時間をつくり、年に1回、健診を受けてください。

### 健康まもりタイ健診のおすすめポイント

#### ①健康状態の変化を一目で確認

毎年受診すれば、健康状態の変化を数値により一目で確認できます。また、健診の結果により特定保健指導の対象となった場合は、保健師や管理栄養士などの専門家による特定保健指導を無料で受けることができます。



#### ②かかりつけ医でも受診できます

かかりつけ医が健診実施医療機関である場合には、かかりつけ医で受診できます。また、集団健診でも受診できます。  
※ かかりつけ医で実施しているかは、明石市ホームページの「健診実施医療機関一覧」をご確認ください。  
※ 集団健診の会場やスケジュール等については、広報あかしや明石市ホームページをご確認ください。

#### ③保険料負担の抑制につながります

健診により市民のみなさんが健康になると、明石市の医療費負担が減少します。  
⇒ 結果として、みなさんの保険料負担の抑制につながります。

- ※ 健診費用助成券の有効期限前(1~3月)は、大変混み合います！早めに予約し、受診してください。
- ※ 国民健康保険課の人間ドックを受診する人は、同年度の健康まもりタイ健診を受診できません。

【特定健診に関するお問い合わせ先 保健予防課 TEL(078)918-5668】

## かんぶきんさぎ 保険料や医療費の還付金詐欺にご注意ください!!

- 市職員が電話で保険料や医療費の還付についてATMへ案内することは絶対にありません。
- 不審電話があればすぐ、警察(110番)・市役所(総合安全対策室 ☎918-5069)に通報を!!



## お問い合わせ先

明石市 国民健康保険課(市役所本庁舎2階) FAX(078)918-5105

被保険者証、加入・脱退手続き、保険料の計算等について・・・ 賦課係 TEL(078)918-5022  
保険料の納付相談・口座振替等について・・・ 収納係 TEL(078)918-5023  
保険給付、高額療養費の支給等について・・・ 管理係 TEL(078)918-5021